

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者外出支援助成金	①物価高騰の影響を受け、外出機会が減少している高齢者の外出支援の一助とするため、タクシー代割引チケットの販売を行う ②③ i チラシ作成に係る用紙代 合計51,784円 6,473円(500枚入り×10)×4箱×2回＝51,784円 ii 外出支援チケット・チラシ作成に係る印刷製本費 合計77,000円 チケット1冊70円×1,000冊×1回×1.1＝77,000円 iii 高齢者外出支援助成金 合計3,800,000円 4,000円×950冊＝3,800,000円(内利用者負担1,900,000円) ※1冊4,000円綴りの外出支援チケットを2,000円で販売 i ii iii 合計 3,928,784円 ④満75歳以上の高齢者	R7.4	R7.8
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応大学生等医療費補助金	①物価高騰の影響を受ける大学生等の保護者の経済的負担軽減を図るため、大学生等が医療機関で受診した際の医療費を助成 ②③ 年度末に22歳に達するまでの大学生等の医療費(保険診療分)について、1カ月1医療機関等200円を超えた自己負担分を補助 合計12,000,000円 ※令和7年4月から令和7年3月受診分が対象。昨年度の実績値をもと ④大学生等を扶養している京丹後市に住民登録がある保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応学校給食材料費支援補助金	①物価高騰の影響により、食材費が高騰する中、子育て世代の給食費負担を軽減するため、小中学校に補助金を交付する ②③ i 小学校(16校)における給食費の保護者負担を200円に統一し、市が食材費との差額を補助 40,230,000円 ii 中学校(6校)における給食費の保護者負担を200円に統一し、市が食材費との差額を補助 26,977,860円 合計 67,207,860円 ④市民、小中学校 ※教職員等を除く	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応原油価格・物価高騰対策支援給付金	①エネルギー価格の高騰が続く中、エネルギー価格高騰対策支援給付金を支給し、市内事業者等の負担軽減と経営の安定化を図る ②③ i 事業所光熱費対策分 ・対象期間に支払った光熱費のうち任意に選択した3か月分の合計額 ×10%＝給付金交付額(千円未満切捨て) ・限度額 法人等:300千円、個人事業主等:100千円 ※市内に複数の施設(支店・店舗等)を有する場合の限度額。 1施設ごとに法人等は300千円、個人事業主等は100千円を加算 ii 運輸車両等燃料費対策分 ・対象期間に支払った事業用車両の運行に要した燃料費の総額 ×10%÷事業用車両台数＝1台当たりの給付金交付額(千円未満切捨て) ・限度額 普通車・被けん引車:30千円、小径車:25千円、軽自動車:5千円 ④市内に所在する事業所等を有するもの(農林漁業者含む)	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応新型コロナウイルス感染症対策利子補給金	①物価高騰の影響により資材等の高騰が続く中、事業資金融資に係る利子の一部を補助し、市内事業者等の負担軽減と経営の安定化を図る ②③ ・補給対象期間 初回利子支払月から72か月間 ・補給率 補給対象期間の36月まで:借入利率のうち0.46%分 補給対象期間の37月から:借入利率のうち0.23%分 ・補助限度額 100万円/1事業者、融資残高の限度額1億1,000万円 ④市内の事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応無利子・無担保融資対応利子補給金	①物価高騰の影響により資材等の高騰が続く中、国の無利子・無担保対象融資にかかる利子の一部を補助し、市内事業者等の負担軽減と経営の安定化を図る ②③ ・補給対象期間 無利子期間終了後の初回利子支払月から36か月間 ・補給率 借入利率のうち0.23%分 ・補給限度額 100万円/1事業者、融資残高の限度額1億1,000万円 ④市内の事業者	R7.4	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者新型コロナワクチン予防接種事業	①新型コロナウイルス感染症予防接種に係る負担を軽減し、物価高騰の影響を受ける高齢者及び低所得者の経済的負担軽減を図る ②③ 高齢者新型コロナ予防接種委託料 ・65歳以上及び障害者1級(自己負担3,000円)12,609円×1727人=21,775,743円 ・生活保護者15,609円×48人=749,232円 ・非課税世帯15,609円×1410人=22,008,690円→44,533,665円 ④65歳以上、障害者1級、生活保護者及び非課税世帯	R7.4	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者インフルエンザ予防接種事業	①インフルエンザ感染症予防接種に係る負担を軽減し、物価高騰の影響を受ける高齢者及び低所得者等の経済的負担軽減を図る ②③ 高齢者インフルエンザ予防接種委託料 ・65歳以上及び障害者1級(自己負担1,500円)3,742円×6925人=25,913,350円 ・生活保護者5,242円×132人=691,944円 ・非課税世帯5,242円×3570人=18,713,940円→45,319,234円 ④65歳以上、障害者1級、生活保護者及び非課税世帯	R7.4	R8.3
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者带状疱疹ワクチン予防接種事業	①带状疱疹ワクチン予防接種に係る負担を軽減し、物価高騰の影響を受ける高齢者及び低所得者等の経済的負担軽減を図る ②③ 高齢带状疱疹対策予防接種委託料 ・65歳以上、免疫不全(2回)(自己負担7,000円)15,060円×326人×2回=9,819,120円(シングリックス) ・65歳以上、免疫不全(自己負担3,000円)5,860円×81人×1回=474,660円(ビケン) ・生活保護者(2回)22,060円×6人×2回=264,720円(シングリックス) ・生活保護者8,860円×1人×1回=8,860円(ビケン) ・非課税世帯5,242円×3570人=18,713,940円→10,567,360円 ④65歳以上、障害者1級、生活保護者及び非課税世帯	R7.4	R8.3